弘前市立博物館マスコットキャラクター「いのっち」の使用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、弘前市立博物館マスコットキャラクター「いのっち」（以下「いのっち」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（いのっちに関する権利）

第２条　いのっちに関する一切の権利は、弘前市に属する。

（使用の申請）

第３条　いのっちを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ弘前市立博物館長（以下、「館長」という。）の承認を受けなければならない。

２　使用者は、事前にいのっち使用承認申請書（様式第１号）に次の書類を添えて館長に提出しなければならない。

(1) いのっちの使用方法やデザインがわかるもの

(2) その他、館長が特に必要と認める書類

（申請書の省略）

第４条　館長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、又は一部を省略することができる。

(1) 報道機関が報道を目的として使用する場合

(2) 学校が行事及び授業を目的として使用する場合

(3) 弘前市、弘前市教育委員会及び地域が行事及び活動を目的として使用する場合

(4) 個人が非営利目的で、いのっちのＰＲに使用する場合

（使用の承認）

第５条　館長は、第３条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、いのっち使用承認書（様式第２号）を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとし、いのっち使用不承認書（様式第３号）を交付する。

(1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合

(2) 法令及び公序良俗に反する、又はその恐れがある場合

(3) 記念商品にあっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで定める基準を満たしていない、又はその恐れがある場合

(4) 弘前市、弘前市立博物館及びいのっちの品位を傷つけるデザインである、又はその恐れがあると認めた場合

(5) その他、館長がいのっちの使用を適当ではないと認めた場合

（使用の方法）

第６条　使用者は、別に定めるデザインを基本として使用するものとする。ただし、基本デザインに基づいて動きを持たせることや一部の色彩の改変は、いのっちの品位を傷つけたり、イメージを崩さない次に掲げる範囲で使用を認める。

(1) 自転車に乗ったり、散歩したり、スポーツをするなど、法令及び公序良俗に反しない範囲の動きを持たせるデザイン

(2) 胴部文様の色彩を改変するなど、いのっちのイメージを崩さない一部の色彩改変

（遵守事項）

第７条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法令の遵守に努めること。

(2) 第三者がいのっちに係る権利等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに弘前市立博物館に連絡すること。

(3) いのっちを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を

負うこと。

(4) いのっちの使用に関して、故意または過失により弘前市、弘前市教育委員会及び弘前市立博物館に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。

(5) 使用承認を受けた商品等は、弘前市立博物館に使用状況を報告すること。

(6) その他、本件いのっちの使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

（使用料）

第８条　使用料は無償とする。

（使用承認の変更）

第９条　いのっちの使用に関して、承認を受けた事項を変更する場合は、いのっち使用承認変更申請書（様式第４号）を館長に提出しなければならない。

２　館長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、いのっち使用変更承認書（様式第５号）を交付するものとする。ただし、使用変更を承認しないときは、いのっち使用変更不承認書（様式第６号）を交付する。

（使用の取消・中止）

第１０条　いのっちを使用する必要がなくなったときは、いのっち使用承認取消届（様式第７号）を館長に提出するものとする。

２　館長は、次に掲げるいずれかの場合、いのっちの使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用物件などの回収を指示することができる。

(1) 使用者が、この規定に定める事項に違反した場合

(2) 使用承認条件に違反した場合

(3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

(4) いのっちに関する著作権等を侵害したとき

（無承認の使用）

第１１条　館長は、いのっちの無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

（権利譲渡の禁止）

第１２条　使用者は、第５条第１項で使用承認を受けたいのっちについて、その権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（事故、苦情等の処理）

第１３条　いのっちの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

（補足）

第１４条　この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年６月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月２６日から施行する。

基本デザイン

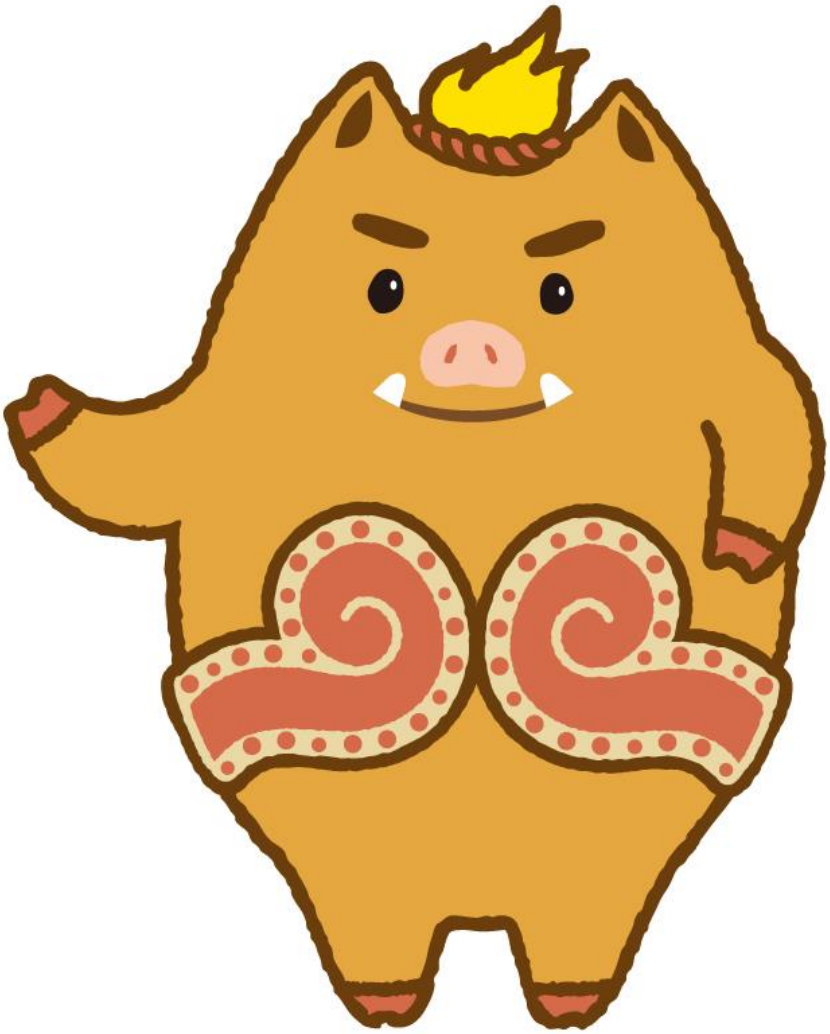

様式第１号（第３条第２項関係）

令和　　年　　月　　日

弘前市立博物館長　様

申請者　住　　所

氏　　名

連絡先電話

いのっち使用承認申請書

下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　□加工食品　□印刷物 □その他（　　）
使　用　目　的	
作　成　個　数	
有　償　・　無　償 （有償の場合は販売価格）	有償・無償 （　　円）
使　用　方　法　等 （図面等貼付）	
使用又は作成期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
備　　考	

備考

１　申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。

２　氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記承認申請に基づき承認してよろしいか

決裁	館長	館長補佐	係長	担当	受　付	年　月　日
					承　認 不承認	年　月　日
摘要					承　認 番　号	

様式第２号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

様

弘前市立博物館長

いのっち使用承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたいのっちの使用について、下記のとおり使用を承認します。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　　□加工食品　　□印刷物 □その他（　　）
使　用　目　的	
作　成　個　数	
有　償　・　無　償 （有償の場合は販売価格）	有償・無償 （　　円）
使　用　方　法　等 （図面等貼付）	
使用又は作成期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
備　　考	

〒036-8356　弘前市大字下白銀町 1-6
弘前市立博物館　運営係
電話：0172-35-0700　FAX：0172-35-0707
E-mail：hakubutsukan@city.hirosaki.lg.jp

様式第３号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

様

弘前市立博物館長

いのっち使用不承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたいのっちの使用について、下記のとおり使用を承認しないこととします。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　　□加工食品　　□印刷物 □その他（　　）
不承認の理由	
備　　考	

〒036-8356　弘前市大字下白銀町 1-6
弘前市立博物館　運営係
電話：0172-35-0700　FAX：0172-35-0707
E-mail：hakubutsukan@city.hirosaki.lg.jp

様式第４号（第９条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

弘前市立博物館長　様

申請者　住　　所

氏　　名

連絡先電話

いのっち使用変更承認申請書

下記のとおり使用を変更したいので申請します。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　　□加工食品　　□印刷物 □その他（　　）
変　更　内　容	
備　　考	

備考

1　申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。

2　氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記変更承認申請に基づき承認してよろしいか

決裁	館長	館長補佐	係長	担当	受　付	年　月　日
					承　認 不承認	年　月　日
摘要					承　認 番　号	

様式第５号（第９条第２項関係）

令和　　年　　月　　日

様

弘前市立博物館長

いのっち使用変更承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたいのっちの使用変更について、下記のとおり使用変更を承認します。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　　□加工食品　　□印刷物 □その他（　　）
変　更　内　容	
備　　考	

〒036-8356　弘前市大字下白銀町 1-6
弘前市立博物館　運営係
電話：0172-35-0700　FAX：0172-35-0707
E-mail：hakubutsukan@city.hirosaki.lg.jp

様式第６号（第９条第２項関係）

令和　　年　　月　　日

様

弘前市立博物館長

いのっち使用変更不承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたいのっちの使用変更について、下記のとおり使用変更を承認しないこととします。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　　□加工食品　　□印刷物 □その他（　　）
不承認の理由	
備　　考	

〒036-8356　弘前市大字下白銀町 1-6
弘前市立博物館　運営係
電話：0172-35-0700　FAX：0172-35-0707
E-mail：hakubutsukan@city.hirosaki.lg.jp

様式第７号（第１０条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

弘前市立博物館長　様

申請者　住　　所

氏　　名

連絡先電話

いのっち使用承認取消届

令和　　年　　月　　日付けで使用承認を受けたいのっちの使用について、下記のとおり使用承認を取消したいので届出します。

記

使用物件の区分	□グッズ等商品　　□加工食品　　□印刷物 □その他（　　）
取　消　理　由	
備　　考	

備考

1　申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。

2　氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。